

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年5月21日

大阪府知事 殿
大阪府泉州農と緑の総合事務所長 殿

提出者
住 所 大阪府東大阪市長堂2丁目8番18号
氏 名 日本理化学工業株式会社
代表取締役社長 樋口泰三
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 06-6781-0346

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本理化学工業株式会社 いずみ工場
事業場の所在地	大阪府テクノステージ3丁目7番19号
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	16：化学工業
②事業の規模	製品出荷額：818百万円
③従業員数	20人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

（日本産業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) ・別紙のとおり			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	③強酸
	排出量	16.17 t	174.643 t
	(これまでに実施した取組) ・中間処理タンクを設置し、強酸の一部を中和処理することにより減量化を実施している。 ・引火性廃油の内の一部、回収温度を上げてほぼ全量を回収し、工程内で再生利用する他、残渣を一般廃酸にすることにより、減量化を実施している。 ・反応工程を改良し、引火性廃油となる溶剤を使用しないことによる発生抑制を実施している。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②強酸
	排出量	20 t	185 t
	(今後実施する予定の取組) ・引火性廃油の内、回収した酢酸エチルを再生利用業者へ有価物として販売する。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃液の種類ごとに配管、タンクが独立している。		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状維持		

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（令和6年度）実績】			
⑤強酸(有害)	⑥強アルカリ	⑥廃アルカリ(有害)	—
2.349 t	0.001 t	2.486 t	— t
【目標】			
③強酸(有害)	④廃アルカリ(有害)	—	—
5 t	5 t	— t	— t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	③強酸
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	（これまでに実施した取組） ・引火性廃油の一部を工程内で再生利用している。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②強酸
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	（今後実施する予定の取組） ・現状維持		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	③強酸
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	－ t	82.8 t
②計画	（これまでに実施した取組） ・中間処理タンクを設置し、強酸の一部を中和処理することにより減量化を実施している。 ・引火性廃油の内の一部、回収温度を上げてほぼ全量を回収し、残渣を一般廃酸にすることにより、減量化を実施している。		
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②強酸
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	－ t	92 t
（今後実施する予定の取組） ・現状維持			

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
【前年度（令和 6 年度）実績】			
⑤強酸(有害)	⑥強アルカリ	⑥廃アルカリ(有害)	—
— t	— t	— t	— t
【目標】			
③強酸(有害)	④廃アルカリ(有害)	—	—
— t	— t	— t	— t
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
【前年度（令和 6 年度）実績】			
⑤強酸(有害)	⑥強アルカリ	⑥廃アルカリ(有害)	—
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
【目標】			
③強酸(有害)	④廃アルカリ(有害)	—	—
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

(第4面)

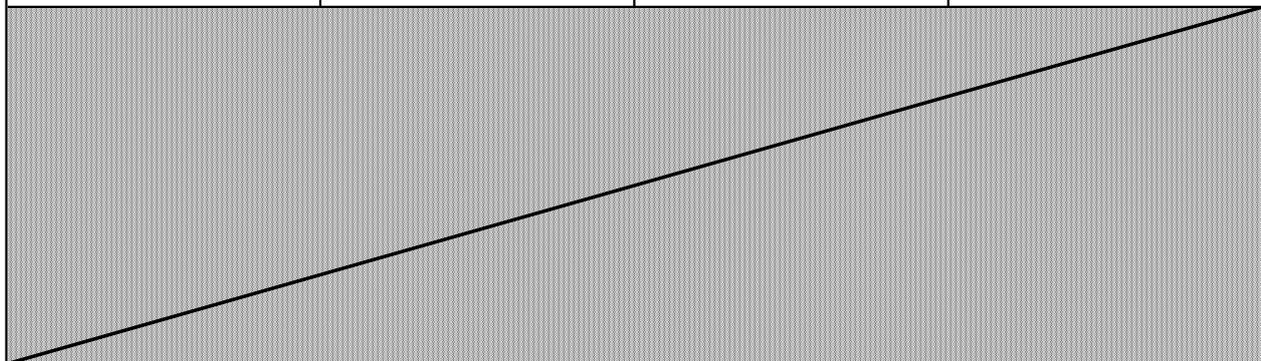
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	③強酸
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②強酸
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	③強酸
	全処理委託量	16.17 t	91.843 t
	優良認定処理業者への処理委託量	16.17 t	91.843 t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	2.88 t	91.810 t
(これまでに実施した取組) ・強酸は、委託処理による中和・焼却であるが、一部自社内で中和処理を実施して減量化を行っている。 ・引火性廃油については、委託処理による焼却であるが、焼却残渣は無害化後、路盤材やコンクリートブロックあるいはセメント原料に有効活用される。また、発生した熱源をサーマルリサイクルしている業者に委託している。 ・定期的に処理状況の現地確認を行っている。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
【前年度（令和6年度）実績】			
⑤強酸(有害)	⑥強アルカリ	⑥廃アルカリ(有害)	—
— t	— t	— t	— t
【目標】			
③強酸(有害)	④廃アルカリ(有害)	—	—
— t	— t	— t	— t
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
【前年度（令和6年度）実績】			
⑤強酸(有害)	⑥強アルカリ	⑥廃アルカリ(有害)	—
2.349 t	0.001 t	2.486 t	— t
2.349 t	0.001 t	2.486 t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
2.330 t	— t	2.486 t	— t

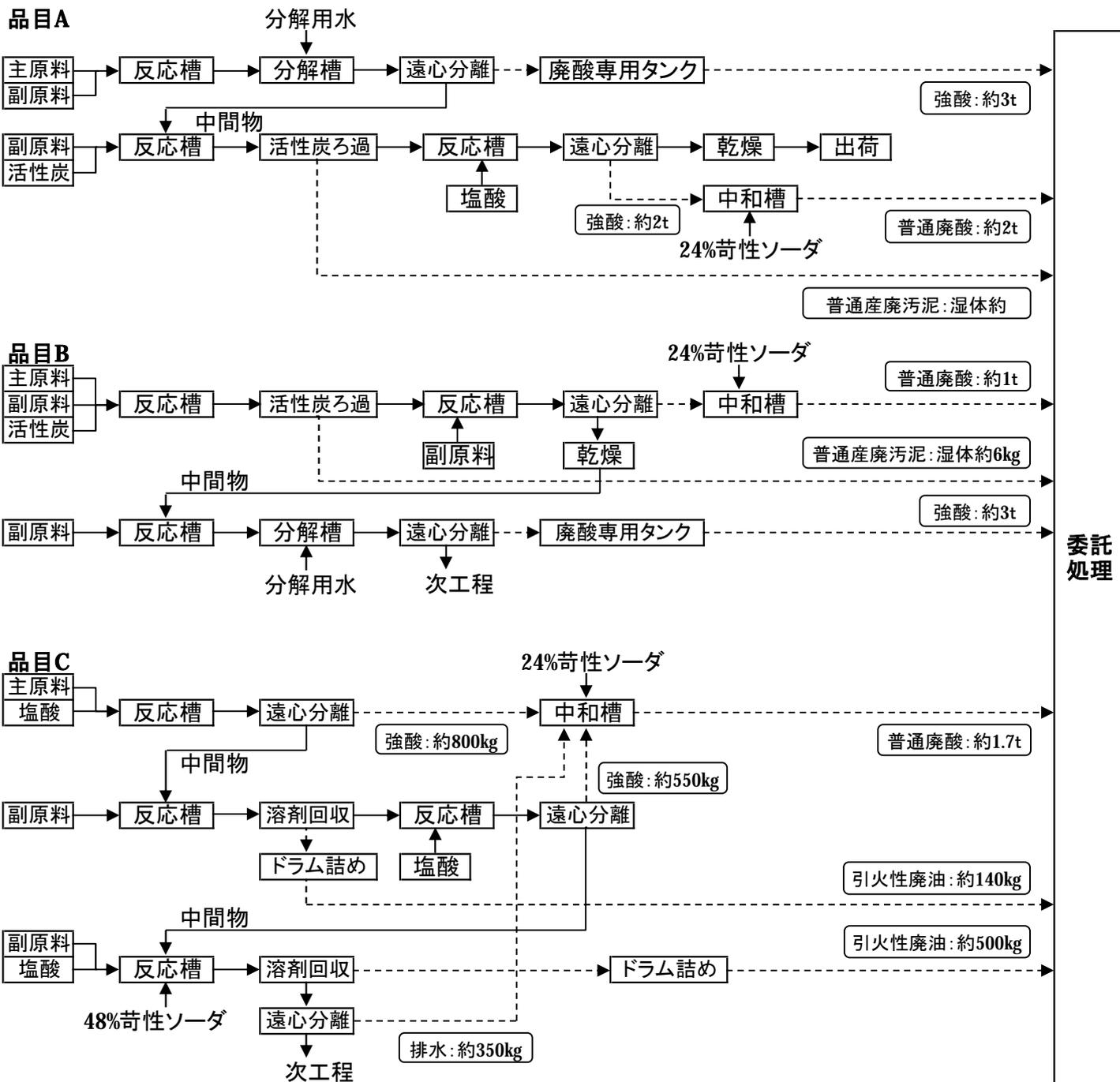
	②計画	【目標】		
		特別管理産業 廃棄物の種類	①引火性廃油	②強酸
		全処理委託量	20 t	93 t
		優良認定処理業者 への処理委託量	20 t	93 t
		再生利用業者への 処理委託量	— t	— t
		認定熱回収業者 への処理委託量	— t	— t
		認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	10 t	93 t
		(今後実施する予定の取組) ・現状維持		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】			
	特別管理産業 排出物量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	196 t		
	(今後実施する予定の取組等) ・特になし			
※事務処理欄				

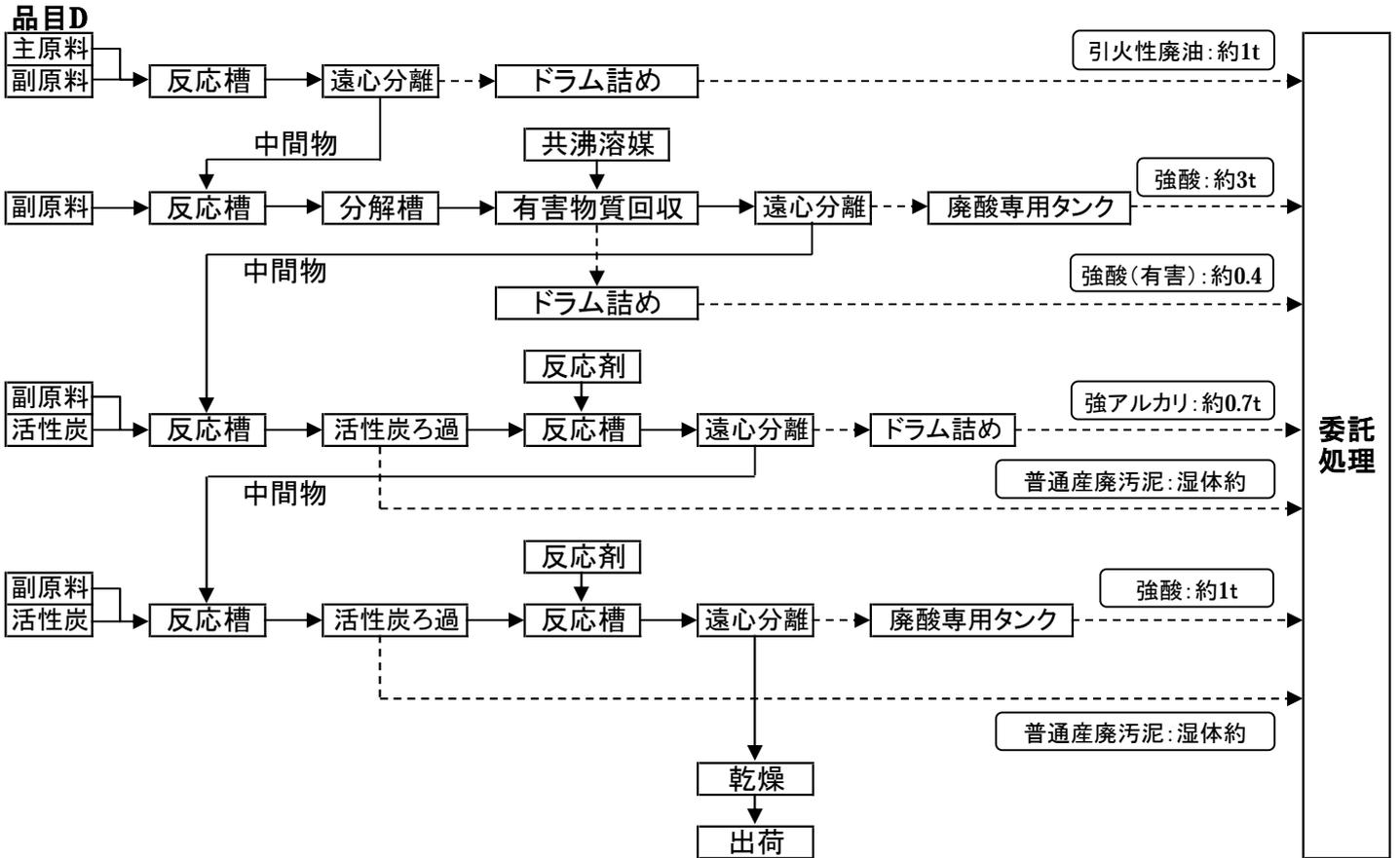
【目標】			
③強酸(有害)	④廃アルカリ(有害)	—	—
5 t	5 t	— t	— t
5 t	5 t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
5 t	5 t	— t	— t



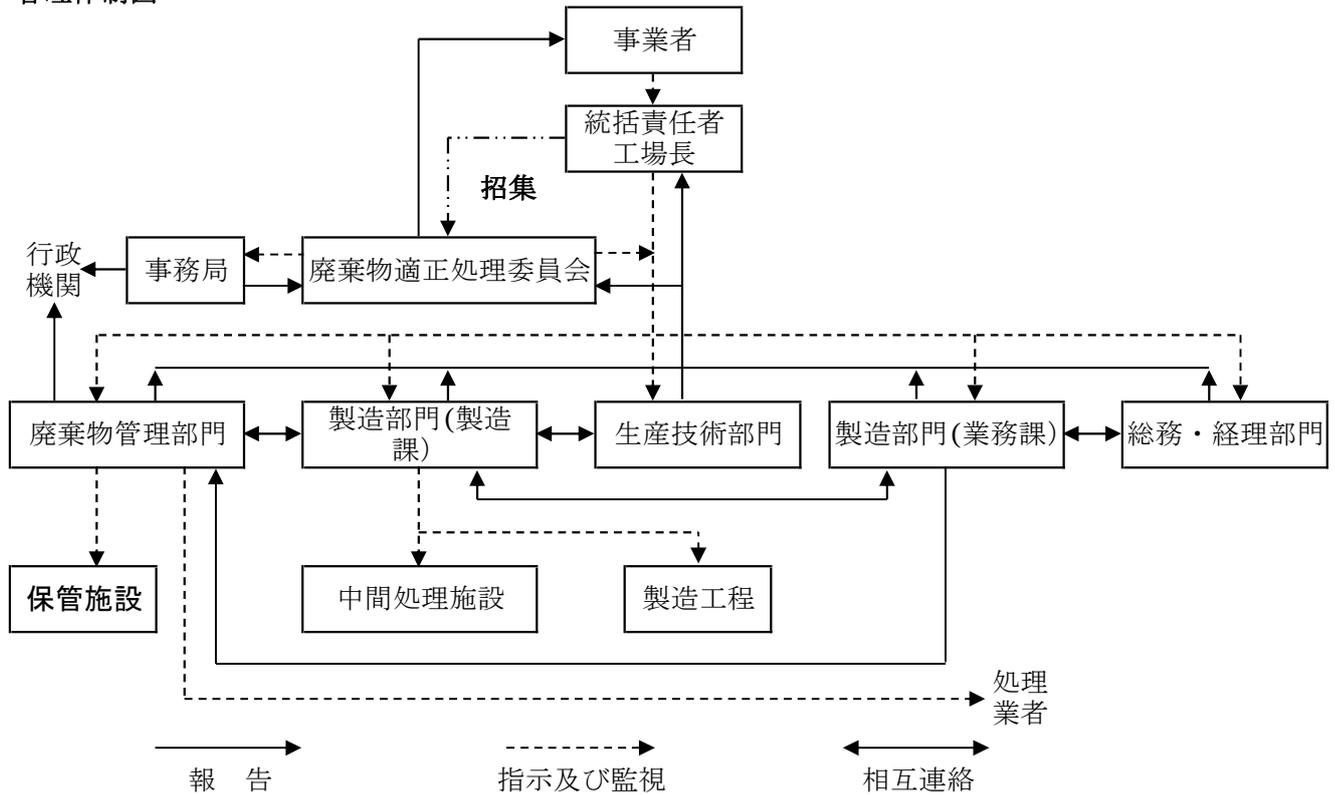
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が**50トン**以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月**30日**までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が**50トン**を超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。





〔管理体制図及び各部署の役割〕
管理体制図



各部署の役割

部署	役割
統括責任者 工場長	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物適正処理の統括および適正委員会の招集 ・管理規定、関連行政機関への報告書等の承認 ・処理業者委託の委託契約書、委託量等の承認 ・特別管理産業廃棄物処理計画の承認及び各部門間への実施の指示
廃棄物適正 処理委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動により排出される廃棄物の環境アセスメントの検討 ・各部門の懸案事項の調整 ・廃棄物に関する全般的な決定(資源化・減量化、設備、原材料の選定、処理方法、委託方法等) ・事業者への決定事項の報告
廃棄物 管理部門 特別産業廃 棄物管理責 任者	<ul style="list-style-type: none"> ・特別管理産業廃棄物処理計画の立案 ・マニフェストの交付・管理状況の確認及び交付状況報告書の作成 ・各施設での廃棄物の保管、管理、保管量の把握、帳簿の作成 ・廃棄物の排出及び管理状況の把握 ・委託業者への定期的な処理状況の確認 ・委託業者の選定 ・監督官庁への報告 ・社員の教育訓練・啓発、その他の関連事項 ・上記内容を適正委員会に報告
製造部門 (製造課)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の種類、性状、発生量、排出量等の把握および製造部門(業務課)への処理依頼 ・各作業場の施設の維持管理点検等 ・中間処理施設の稼働状況の把握、点検、記録の作成等 ・上記内容を統括責任者に報告
生産技術 部門	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の種類、性状等の把握 ・産廃処理方法の技術調査研究 ・減量化手法の調査研究 ・上記内容を適正委員会に報告
製造部門 (業務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者への適正処理の依頼および廃棄物管理責任者への報告
総務・経理 部門	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約内容の確認と締結および契約書の保管管理 ・廃棄物の適正処理費の確認
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物関連報告書等の行政機関への提出 ・産業廃棄物関連報告書等の保管管理